

平成 30 年 9 月 18 日

お客さま各位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

外国送金取引を行うお客さまへ (確認書面ご提示のお願い)

平素より仙台銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止に向けた国際的な取組みの強化を受けて、お客さまとの外国送金取引（仕向・被仕向）に際して、送金原資・送金理由・送金の相手方とのご関係・受け取った資金の使途などを厳正に確認するため、外国送金取引を行うお客さまに下記の事項をお願いしております。

お客さまにはお手数をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

記

1. 海外に送金を行うお客さま

- (1) 現金による外国送金は承っておりません。この場合、ご持参された現金のほか、ご依頼日の直前に口座に入金した現金を含みます。
- (2) 上記以外の場合で、当行に開設された預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できない場合、例えば、送金する直前にお客さまの他行口座から送金原資を振込した場合などは、その正当性が分かる確認資料（売上金・給与等が入金されている他行預金通帳の写しなど）のご提示をお願いいたします。
- (3) 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料（受取人との間の契約書、注文書、インボイスなど）のご提示をお願いいたします。
- (4) 確認資料の提示にご協力いただけない場合や、ご提示いただいた内容によっては、送金をお断りする場合がございます。

2. 海外からの送金をお受け取りになるお客さま

- (1) 送金理由・送金の相手方が記載された確認資料（送金人との間の契約書、船積書類、輸出許可証など）のご提示をお願いいたします。また、借入等による資金調達である場合は、国内における資金使途（不動産購入、会社設立、学費など）についての確認資料も併せてご提示ください。
- (2) 当行の預金口座への振込が法令や公序良俗に反する行為に基づくものである、もしくはそのおそれがあると認められる場合などは、振込金の受入れをお断りすることがございます。

以 上

本件に関する問合せ先 市場金融部証券管理課 長田、宮口 電話番号 022-225-8241
